

**「全国花のまちづくり由利本荘大会ポスター等制作業務委託」に係る
企画提案競技実施要領**

この実施要領は、全国花のまちづくり由利本荘大会実行委員会（以下、「実行委員会」という）が実施する「全国花のまちづくり由利本荘大会ポスター等制作業務委託」に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務内容

- (1) 委託業務の名称 全国花のまちづくり由利本荘大会ポスター等制作業務委託
- (2) 業務の仕様等 別添仕様書のとおり

2 委託予定期間

契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで

3 委託経費（委託額の上限）

675,000円（税込）

4 スケジュール

- (1) 公募開始（実施要領等の公開）
令和3年1月5日（火）
- (2) 実施要領等に関する質問受付
令和3年1月13日（水）午後5時まで
- (3) 上記質問に対する回答の掲示
令和3年1月15日（金）
- (4) 企画提案競技参加確認書（様式第1号）提出期限
令和3年1月18日（月）午後5時まで
- (5) 企画提案書提出届（様式第2号）、企画提案書（様式第3号）、デザイン案、
経費見積書提出期限
令和3年1月28日（木）午後5時まで
- (6) 審査による委託候補者の選定
令和3年2月上旬
- (7) 業務委託契約締結
令和3年2月上旬（予定）
- (8) 成果品納期
令和3年3月8日（月）（発送業務分については3月下旬を予定しており別途調整する。）

5 参加資格に関する事項

- (1) 由利本荘市登録業者（登録区分：物品・印刷）であること。
- (2) 由利本荘市内に営業所等があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立がされている者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立がされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 企画提案競技参加確認書（様式第1号）の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、県及び由利本荘市からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- (7) 本業務委託の実施について、実行委員会の要求に応じて速やかに来所し、かつ日本語で対応できる体制を整えていること。
- (8) 当該業務を的確に遂行できる能力を有する者であること。
- (9) 企画提案競技への参加意思の確認として「企画提案競技参加確認書（様式第1号）」を、令和3年1月18日（月）までに提出すること。

6 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、様式第4号「実施要領等に関する質問票」により受け付ける。

- (1) 提出書類
実施要領等に関する質問票（様式第4号）
- (2) 受付期限
令和3年1月13日（水）午後5時まで
- (3) 提出方法
電子メール又はFAXにより提出すること。
- (4) 回答方法
秋田県花いっぱい運動の会HPに質問及び回答事項を令和3年1月15日（金）午後5時までに掲載する。
（秋田県花いっぱい運動の会HP：<http://akitahana.com/>）

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ・企画提案書提出届（様式第2号）
- ・企画提案書（様式第3号）
- ・デザイン案各1点（ポスター、チラシ、リーフレットを仕様書指定用紙で各5部出力して提出すること、のぼり旗はデザイン案をA4用紙で5部提出すること）
- ・経費見積書（任意様式）
企画提案内容を実現するために必要な経費と、その内訳を明らかにした詳細な見積書（経費毎の積算根拠等）

(2) 提出期限

令和3年1月28日（木）午後5時までとする。

なお、提出後の訂正及び変更は認めない。

(3) 提出方法

持参又は郵送により、提出すること。

- ・持参の場合は、平日の午前9時30分から午後5時までの間に「10 問合せ先及び書類等提出先」に提出のこと。
- ・郵送の場合は、書留にて提出期限までに提出先に必着のこと。

(4) 提出に係る留意事項

次の点に留意すること。

- ・提出期限までに提出しない者は、企画提案競技を辞退したものとみなす。
- ・提出された企画提案書等は、原則返却しない。
- ・企画提案において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- ・参加者が企画提案競技に要した経費は、全て参加者の負担とする。
- ・参加者が実行委員会に提出した企画提案書等の提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- ・企画提案書の内容に含まれる著作権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

(5) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ①民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ②誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ③その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

8 選定及び結果

- (1) 令和3年2月上旬に企画提案競技審査要領(資料1)に基づき委託候補者を審査・選定し、結果を速やかに参加者に対して通知する。
- (2) 適切な応募作品がない場合は、再募集することがある。
- (3) 審査・選定の結果に関する一切の質問は受け付けないものとする。

9 選定後の手続き

- (1) 選定された委託候補者1者と業務委託契約を締結する。
- (2) 契約額は、提出した「経費見積書」と同額とする。
- (3) 契約は委託候補者と提案内容に沿って契約についての協議・調整を行った上で、実行委員会と委託候補者の双方が合意に至った場合に締結する。その際、協議結果等に基づき、企画提案内容の追加、変更等がされる場合がある。
- (4) 成果品の納期は令和3年3月8日(月)とする。(発送業務分については3月下旬を予定しており別途調整する。)

10 問合せ先及び書類等提出先

〒010-1403 秋田市上北手荒巻字堺切24-2 遊学舎内

秋田県花いっぱい運動の会

電話：018-839-8191

FAX：018-839-8192

メールアドレス：hanaippai@akitahana.com